

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	1-1
法令名	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	根拠条項	10		
不利益処分	公害防止統括者等の解任命令				
<p>1. 根拠規定</p> <p>都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。</p> <p>2. 処分基準</p> <p>公害防止統括者等の解任命令に関する基準（平成12年5月10日伺い定め）</p> <p>次の要件のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 公害関係法規に対する違反の存在が客観的な事態に照らして明白であること</li><li>② 違反の内容が排出基準を上回る排出を行ったこと等、公害防止上実質的な影響が生じるものであること</li><li>③ 公害防止統括者等が公害関係法規の違反に実質的に関与していること</li></ul>					